様式第４号（第８条関係）

暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（℡　　　　　　　　　　）

　当団体（個人にあっては申請者。以下同じ。）及び当団体の代表者、役員等は、熊本市暴力団排除条例第２条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

　また、当該事実の確認のため、下記の役員等名簿に記載の個人情報に基づき熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、当団体の責任により当該個人の同意を得ています。

役員等名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 |  | 住所 | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |

※記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。

（様式第４号の裏面）

【注意事項】

１　氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第６０号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱（令和４年３月２９日制定）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

　　なお、警察本部は熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年熊本県条例第４４号）の実施機関と定められています。

２　この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

1. 特定非営利活動法人については、理事及び監事
2. 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
3. 個人については、申請者

３　この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

〔参考〕

熊本市暴力団排除条例

(定義)

第2条　[この条例](https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001076.html#l000000000)において、[次の各号](https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001076.html#e000000034)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001076.html#e000000034)に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団密接関係者　事業者で次に掲げるものをいう。

ア　法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ　個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ　[ア](https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001076.html#e000000048)及び[イ](https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001076.html#e000000051)に掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの